研究指導室・法制研究指導室

1. 使命•目的•教育目標

法制研究所は、1957 (昭和 32) 年 4 月に、野田孝明教授を初代所長として設立された、司法試験受験指導を専門とする教育機関である。法曹をめざす明治大学の学生・院生および卒業生に対して、多数の司法試験対策講座を主催し、また、徹底した個別指導を実施することにより、明治大学出身の司法試験合格者の7~8 割前後を毎年輩出している。多数かつ優秀な明治大学出身の司法試験合格者を輩出することが当研究所の理念ないし目的である。

2. 現状

(1)受験指導

駿河台地区(上級研究室・LSCロースクールクラス)と和泉地区(基礎法学研究室)において、合格者指導員、明大法曹会々員、法学部ないし法科大学院の専任教員の協力のもとに、また、辰巳法律研究所との提携により、各種の講座を立ち上げ、徹底した合格指導を実践している。

和泉校舎における1年生を対象とした「明治大学司法試験1年目入門講座」(58回),2年生を対象とした「明治大学司法試験2年目入門講座」(43回),主に2年生を対象とする「論文練習講座(基礎コース)」(11回),「短答演習講座(基礎コース)」(12回),駿河台校舎における中・上級者を対象とする「論文練習講座(応用コース)」(48回),「択一答案練習会」(12回),適性試験対策講座(「適性試験トレーニング講義」(15回),「適性試験オープン」(11回)),合同プラン(522回),論文作成個別指導講座,口述試験講座,特別講座,「新司法試験論文練習会」(14回),「新司法試験短答式練習会」(15回),「新司法試験論文作成会」(2回),自主ゼミサポート,合格者ゼミ,フォローアップゼミを実施し,多数の司法試験合格者および法科大学院進学者を輩出している。

なお、法制研究所の 2006 年の在籍者数は、1年生入門講座 424名、2年生入門講座 79名、上級研究室所属 187名、法科大学院会員 156名である。

(2)物的施設の整備

駿河台・和泉地区それぞれに、専用の自習室・ゼミ室・事務室が整備されている。和泉地区については、2005年に和泉校舎内に専用自習室とゼミ室が確保され、本格的な学習環境が整った。駿河台地区は、11号館の2階に、法制研究所の専用スペースが配置されている。

(3) 教員組織

弁護士を中心としたOB法曹,法学部・法科大学院教授陣,司法修習生,および,司法試験合格者指導員を中心に,各種試験対策講座および個別指導を実施している。ただし,運営自体は極少数の教員とOB弁護士による完全なボランティア活動に支えられているのが現状である。

(4) 事務スタッフ

各地区それぞれ嘱託職員2,3名により運営されているが,業務内容に対応した人員が十分に確保されていないのが現状である。

(5) 学生への経済的支援

各種講座の受講料を可能な限り低廉に設定することにより,学生負担の軽減を図っている。また,論文講座の成績優秀者および皆勤者に対する表彰(副賞として数千円の図書カードを授与)を行い,学生に対する精神的金銭的支援を実施している。また,司法試験受験のインセンティブを与えるため,在学中(または卒業年度)に司法試験に合格した者等に対して,年間授業料相当額(またはその半額)を支給する奨学金制度を実施している。

3. 長所

(1)受験指導

徹底した実践的指導により,毎年多数の司法試験合格者を輩出している。常時,明治大学が全国大学別合格数の上位校(例えば,2006年は新旧司法試験とも全国6位)に名を連ねられるのは,経験豊富な本学教員,本研究室出身の教員・弁護士,その年の合格者指導員による熱意ある直接指導の成果であり,このことは法制研究所の特色として,高く評価できるところである。また,学生の個性を重んじた指導がなされており,単なる受験指導にとどまらず,プロとしての法曹に必要不可欠な人格形成にも寄与している。

なお,辰巳法律研究所との提携講座の実施は,合格者指導員を確保できない時期における指導を可能とし,合格者指導員や教員による個別受験指導と相俟って,十分な成果を上げている。また,大学キャンパス内にて実施しているため,低廉な受講料設定,通学時間の解消,学部の履修計画との両立を可能とするなど,学生側のメリットも大きい。

(2)物的施設の整備

駿河台校舎では、室員1人に固定席が1つずつ与えられ、専用の机と本棚といった学習スペースが確保されている。また、2005年度に、和泉校舎内に、専用の自習室、ゼミ室、指導員室、事務室が整備され、1・2年生の学習環境が整備された。このように切磋琢磨して勉強に専念できる環境が整備されている点は、高く評価できる。

(3) 教員組織

現場の事務運営は熱意のある教員とOB弁護士の多大なる協力の下に成り立っている。親身かつ献身的な活動があるからこそ、良き伝統と実績が受け継がれていると評価できる。

(4) 事務スタッフ

駿河台地区の短期嘱託事務員が 2006 年度に増員され 3 名体制になったことは, 高く評価できる。

(5) 学生への経済的支援

各種講座の受講料を低廉に設定している点は、高く評価できる。

4. 問題点

(1)受験指導

法科大学院進学コースと新司法試験受験指導(LSC)を充実させ、司法試験合 研究指導室・法制研究指導室 2/4 格者の多数輩出という伝統と実績を新司法試験の時代にも承継することが緊急課題となっている。もちろん未だ3万人弱(2007年28,016名。内,明治大学生は1,437名。※因みに、この1,437名という数値は昭和56年から平成9年まで(昭和62年を除く)の明治大学の司法試験受験生よりも多い。)が受験する旧司法試験の受験指導も重要である。これら旧司法試験、法科大学院入試、及び、新司法試験の3点に対応した3~5倍規模の受験生の受入れ体制を完備する必要がある。

新入生向け入門講座の申し込み状況(2006 年 424 名)から明らかなように, 法学部生の司法試験(法科大学院進学)に対する情熱は強い。3000 名合格者時代の到来に向けて,旧司法試験対策およびロースクール入試対策講座として,法学部生向け講座の充実をさらに図る必要がある。特に,法学部が2005 年度から採用した新カリキュラムやコース制(法曹コース)と連動し,かつ,法科大学院入試に対応した新指導体制の確立が強く望まれる。そのためにも,法学部との強い提携の下,教員の積極的協力,さらには,法学部事務員の一部派遣なども視野に入れた新体制について検討されるべきである。なお,法科大学院との協働関係の構築も緊急の課題である。

(2)物的施設の整備

駿河台地区の自習室固定席の法科大学院クラス(LSC)への割り当て問題が未解決のまま残っている。今後,法科大学院の修了生が毎年 200 名規模で確実に増加し,2007年に227名,2008年には450名ほどの受験者が見込まれている。これは現在の4~5倍の規模に該当する。これに対応した物的施設(含む,ロッカー室の整備)の確保が緊急の課題であり,センター化の下での恒常的施設の確保が強く望まれるところである。また,駿河台地区の講座用教室について,予約出来ない曜日の多発によりプラン実施に支障を来たし,コースの削減と実施日の変更で何とか対処しているのが現状であり,この対策も課題である。

(3) 教員組織

法制研究所の運営が極少数のボランティア教員とOB弁護士のみに支えられているという現状は、指導体制の拡大傾向の下で、ますます深刻な問題となっている。センターの名に相応しい恒常組織的な運営体制を早急に整備すべきである。

(4) 事務スタッフ

業務の現状に即して観察した場合,決して満足できるものではない。各種講座の実施や研究室の運営,受験生へのサービス,講師の依頼,司法試験関係情報収集・整理など,業務内容が多岐にわたっていることに加えて,法科大学院入試や新司法試験の対策講座の実施により,事務が3~5倍に膨らんでおり,更なる事務スタッフの充実が急務である。

(5) 学生への経済的支援

経済的支援制度は学生にとって、精神・経済の両面において重要であるところ、旧司法試験は 99%、新司法試験は 100%が卒業後の合格となり、学生という条件を維持する限り報奨金の支給ができないシステムになっている。支給対象の拡大が強く要請されるところである。

5. 問題点に対する改善方策

(1)受験指導

(ア)法科大学院在学生向け指導:法曹要請制度改革の理念,法制研究所設立の理念,法科大学院側の要望,受験生のニーズのいずれにも適合した新司法試験受験指導を実施する。(イ)新司法試験直前期指導(卒業試験後2月~5月):法科大学院の卒業試験後から試験までの約4ヶ月間の直前期における受験指導を実施する。(ウ)ロースクール卒業生(=新試験浪人生)向け受験指導(9月合格発表~翌1月):新司法試験の不合格者(いわゆる司法浪人生)の指導を実施する。(エ)旧司法試験受験指導:旧司法試験対策講座を継続する。(オ)法科大学院入試合格指導:学部生向けロースクール入試対策講座を充実させる。

(2)物的施設の整備

法科大学院修了生の毎年 200 名規模の増加に対応した物的施設(固定席・運営室・ゼミ室・ロッカー室など)を緊急に確保する。また、駿河台地区のビデオ教室を恒常的に確保する。

(3) 教員組織

専属弁護士、弁護士指導員の配備など、センターの名に相応しい新しい組織体制を整備する。

(4) 事務スタッフ

各研究室に1名以上の正規職員を配置し、常時5名体制を確立する。

(5) 学生への経済的支援

合格者報奨金制度を、今後は旧司法試験の他に法科大学院入試や新司法試験、旧司法試験短答式試験などを視野に入れて実施する。学生への経済的支援全般に対して最大限の配慮を図る。

以上